

Editorial

今月号の特集について

多屋馨子

神奈川県衛生研究所 所長

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第96号。以下、感染症法等改正法)が2022(令和4)年12月に公布された。感染症法等改正法は、感染症法のほか、地域保健法、予防接種法、検疫法および医療法など公衆衛生関連の数多くの法律の改正を包含したもので、一部は先行して施行されたが、2024(令和6)年4月1日に全面施行となった。この改正により保健所および地方衛生研究所等の体制や機能の強化が盛り込まれた。

本特集では、今回の法律改正のポイントと施行について分かりやすく説明していただいた。また、厚生労働省、都道府県、都道府県連携協議会、保健所、地方衛生研究所、医療機関、研究機関の立場でそれぞれが果たす役割を関係機関との連携に触れながら解説いただいた。

執筆者の各先生からキーワードとして挙げられたのは、「感染症法改正」、「改正感染症法」、「感染症法」、「地域保健法」、「法制化」、「新興感染症」、「COVID-19」、「コロナ対応」といった、昨今の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)のパンデミックと、法律改正に関連したキーワードが多かった。また、「健康危機管理」、「基本指針・予防計画」、「感染症予防計画」、「健康危機対処計画」のように、今回の法改正で明記された計画に加えて、「感染拡大防止」、「サージキャパシティ」、「感染症サーベイランス」、「疫学分析」、「情報共有基盤」のように、COVID-19対策での課題を踏まえて、次のパンデミックまでに備えるべき内容などが続いている。さらに、「役割分担」、「都道府県連携協議会」、「連携協議会」、「保健所」、「地方衛生研究所」、「医師会」のようにコアとなる機関の役割と連携や、「感染症医療体制」、「地域医療等調整」、「医療措置協定」、「医療措置協定等」、「医療デジタルトランスフォーメーション」といった感染症医療体制の強化と調整や、今後さらに強化し体制を整えておくべき「IHEAT」、「DMAT」、「統括保健師」がキーワードとして挙げられている。

医療体制の強化、感染症サーベイランスの果たす役割に注目が集まっている。本特集号を読むことで、さまざまな立場で経験されたCOVID-19対応への課題が見えてくる。これを次のパンデミックを見据えた事前準備、関係部署との連携強化に役立てていただきたい。